

1 児童虐待の防止等に関する法律に定める報告事項一覧

児童相談所等名	児童福祉法第33条第1項又は第2項（一時保護） (A)	厚生労働省令で定める報告事項				
		児童虐待防止法			児童福祉法	
		第8条1項2号 （市町村から通知） (B)	第9条1項 （立入調査等） (C)	第9条の6 （臨検等による身分証票の提示） (D)	第25条の7 1項4号 （次項を除く市町村から通知） (E)	第25条の7 2項5号 （福祉事務所未設置の町村から通知） (F)
中央	318 件	0 件	3 件	0 件	0 件	0 件
市川	222 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
柏	222 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
銚子	59 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
東上総	180 件	0 件	3 件	0 件	0 件	0 件
君津	83 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
平成28年度計	1,084 件	0 件	6 件	0 件	1 件	0 件